

第3回 ささえよう委員会

長崎市の不登校の現状と今後の取組

長崎市教育委員会
教育研究所

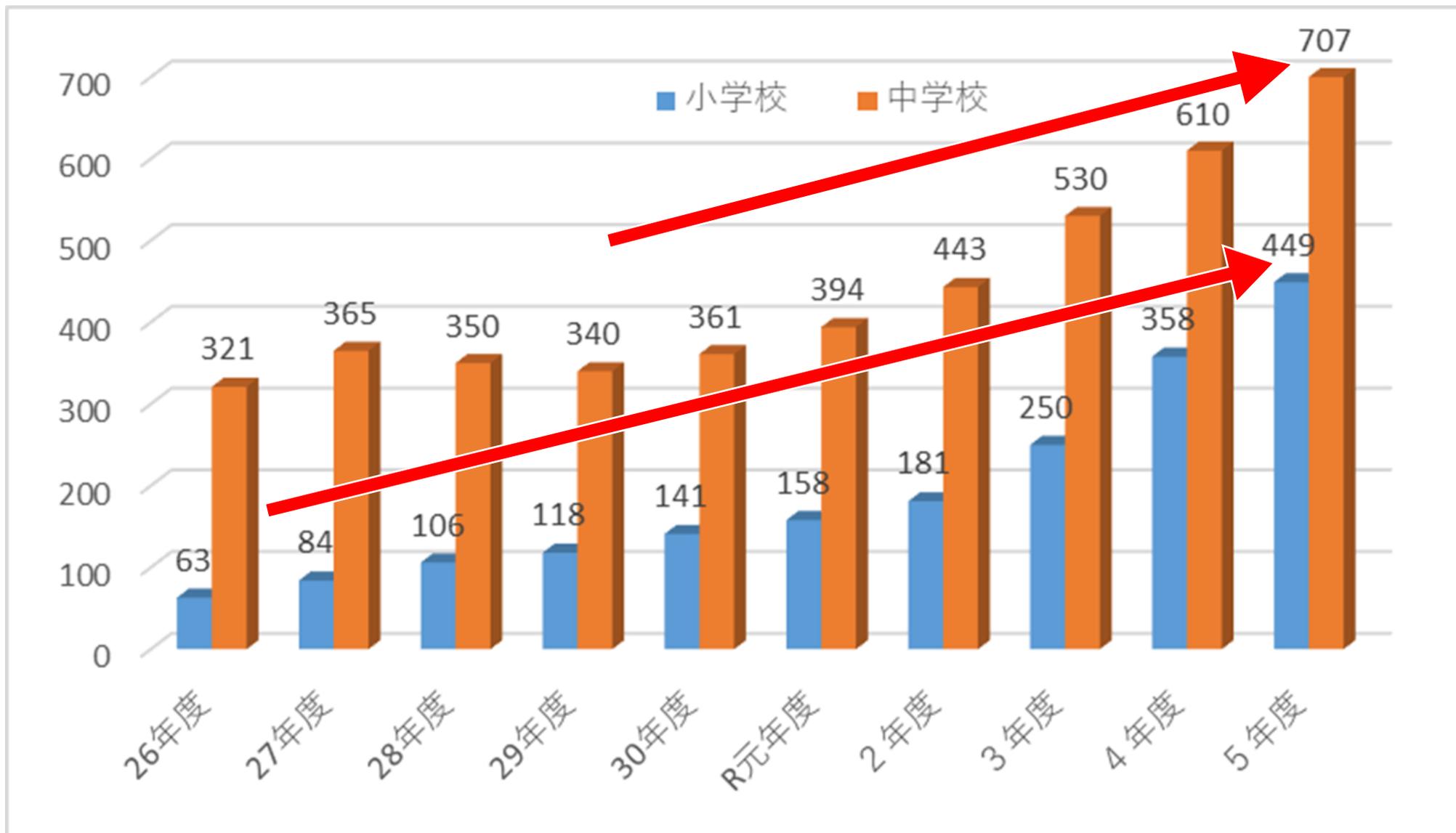
長崎市の不登校の現状

不登校の定義

連続又は断続して年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

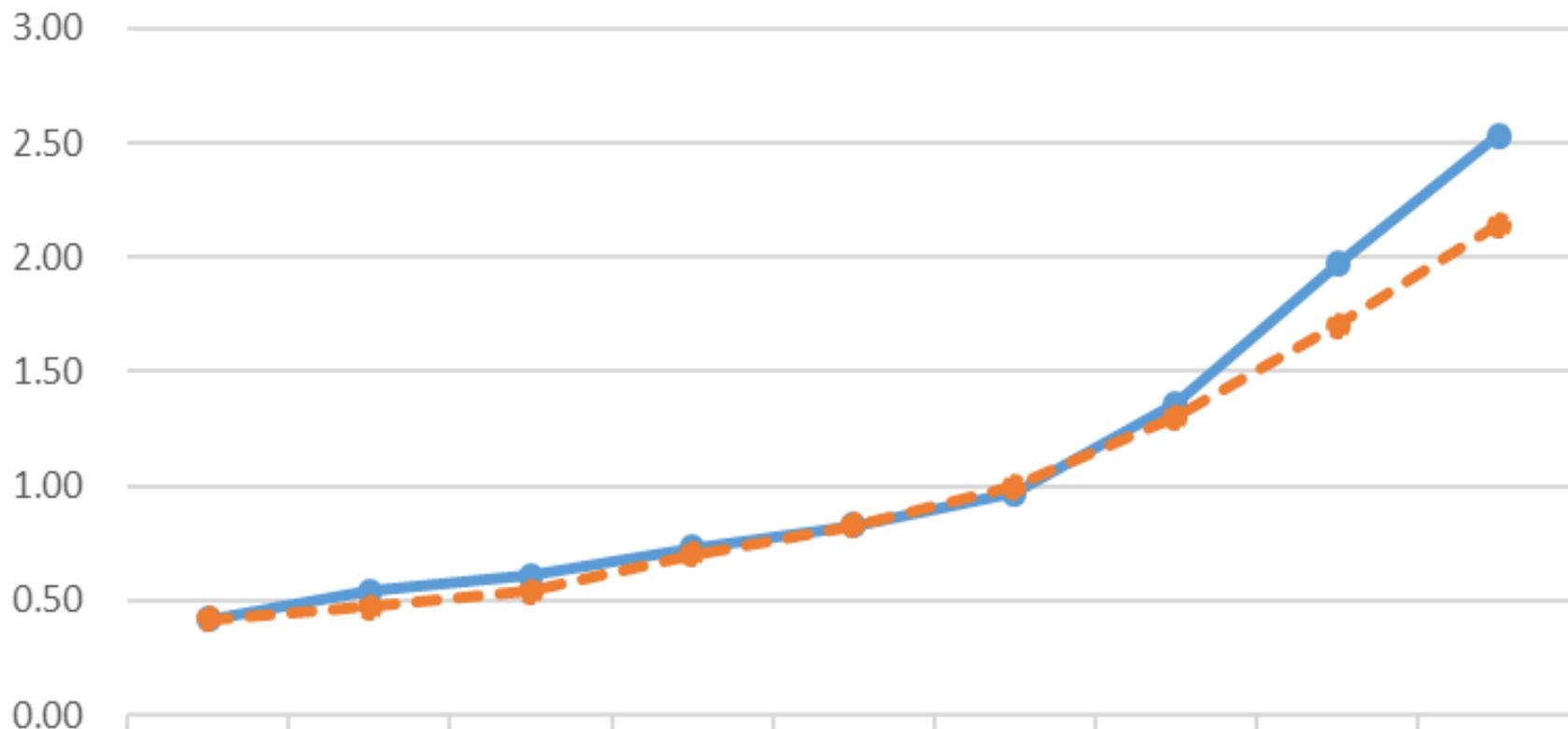
長崎市の不登校の現状



長崎市の不登校の現状

〇100人あたりの不登校児童生徒の割合推移

小学校

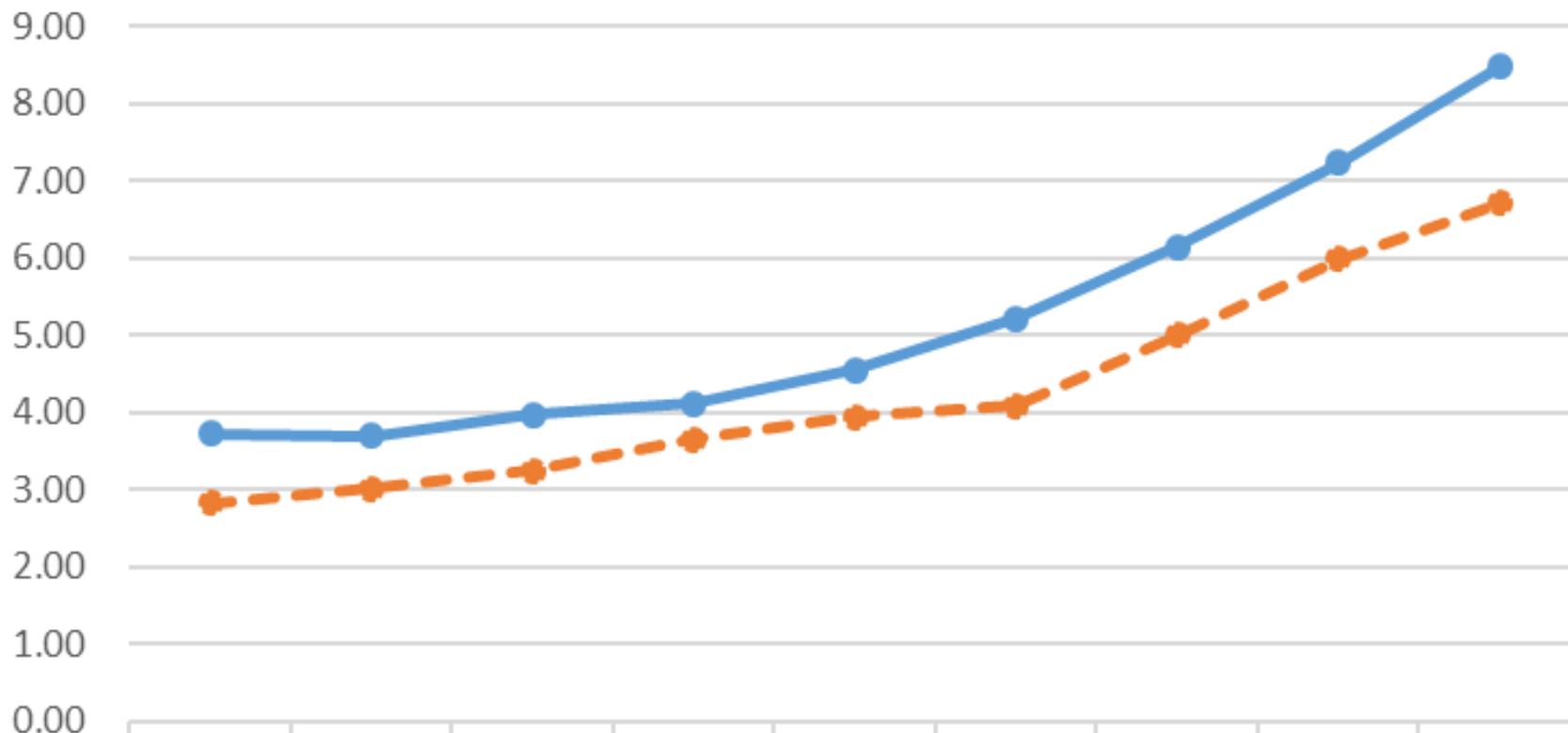


長崎市	0.42	0.54	0.61	0.73	0.83	0.97	1.36	1.97	2.53
全国	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00	1.30	1.70	2.14

長崎市の不登校の現状

〇100人あたりの不登校児童生徒の割合推移

中学校



—●— 長崎市

- -◆- - 全国

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

R4

R5

3.72

3.70

3.97

4.12

4.55

5.22

6.14

7.23

8.48

2.83

3.01

3.25

3.65

3.94

4.09

5.00

5.98

6.71

長崎市の不登校の現状

○不登校の要因

要 因		令和4年度			
		小学校		中学校	
学校に係る状況	いじめ	0	0.0%	1	0.2%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	66	18.4%	136	22.3%
	教職員との関係をめぐる問題	21	5.9%	23	3.8%
	学業の不振	61	17.0%	145	23.8%
	進路に係る不安	1	0.3%	20	3.3%
	クラブ活動、部活動等への不適応	2	0.6%	18	3.0%
	学校のきまり等をめぐる問題	16	4.5%	16	2.6%
	入学、転編入学、進級時の不適応	23	6.4%	64	10.5%
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	38	10.6%	56	9.2%
	親子の関わり方	159	44.4%	178	29.2%
	家庭内の不和	20	5.6%	38	6.2%
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、遊び、非行	173	48.3%	194	31.8%
	無気力、不安	234	65.4%	456	74.8%
上記に該当なし		0	0.0%	0	0.0%

長崎市の不登校の現状

○不登校児童生徒について把握した事実

区 分		小学校		中学校		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	いじめの被害の情報や相談があった。	3	0.7%	3	0.4%	6	0.5%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	53	11.8%	137	19.4%	190	16.4%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	20	4.5%	13	1.8%	33	2.9%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	79	17.6%	144	20.4%	223	19.3%
5	学校のきまり等に関する相談があった	13	2.9%	22	3.1%	35	3.0%
6	転編入学、進級時の不適應による相談があった	13	2.9%	62	8.8%	75	6.5%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	46	10.2%	47	6.6%	93	8.0%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	141	31.4%	123	17.4%	264	22.8%
9	生活リズムの不調に関する情報や相談があった	124	27.6%	175	24.8%	299	25.9%
10	あそび、非行に関する情報や相談があった	6	1.3%	49	6.9%	55	4.8%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	158	35.2%	31	43.8%	468	40.5%
12	不安・抑うつ相談があった	116	25.8%	152	21.5%	268	23.2%
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	35	7.8%	42	5.9%	77	6.7%
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった	23	5.1%	51	7.2%	74	6.4%

長崎市の不登校の現状

○学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分		小学校		中学校		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	219	48.8%	376	53.2%	595	51.5%
	①教育支援センター	37	8.2%	106	15.0%	143	12.4%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	83	18.5%	40	5.7%	123	10.6%
	③児童相談所、福祉事務所	83	18.5%	85	12.0%	168	14.5%
	④保健所、精神保健福祉センター	0	0.0%	10	1.4%	10	0.9%
	⑤病院、診療所	109	24.3%	237	33.5%	346	29.9%
	⑥民間団体、民間施設	31	6.9%	55	7.8%	86	7.4%
	⑦上記以外の機関等	19	4.2%	10	1.4%	29	2.5%
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	230	51.2%	331	46.8%	561	48.5%
	(3) (1)、(2)の合計	449	100.0%	707	100.0%	1156	100.0%
学校内	(4) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数	419	93.3%	545	77.1%	964	83.4%
	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	223	49.7%	206	29.1%	429	37.1%
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	372	82.9%	443	62.7%	815	70.5%
	(5) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	30	6.7%	162	22.9%	192	16.6%
	(6) (4)、(5)の合計	449	100.0%	707	100.0%	1156	100.0%
	(7) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	8	1.8%	36	5.1%	44	3.8%

不登校児童生徒を支援する施策の変遷

H1.7

学校不適応対策調査研究協力者会議

H4.9.24

通知「登校拒否問題への対応について」

H5.3.19

通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に
通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」

H9.11

通知「高等学校の入学者選抜の改善について」

H15.5.16

通知「今後の不登校への対応の在り方について」

H17.7.6

通知「不登校生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動
を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」

H21.3.12

通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や
民間施設において相談・指導を受けている場合の対応
について」

H26.7.9

不登校に関する実態調査報告

H27.1

不登校に関する調査研究協力者会議
フリースクールに関する検討会議

H28.7

不登校児童生徒への支援に関する最終報告
一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的
な支援の推進

H28.9.14

通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

H28.12.7

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機
会の確保等に関する法律」成立

H29.2.13

通知「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に
対する支援の充実について」

H29.3.31

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機
会の確保等に関する基本指針」

R1.10.25

通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

R4.6

不登校に関する調査研究協力者会議報告書
今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方
について

R5.3.31

通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対
策について」

不登校児童生徒を支援する施策の変遷

不登校施策における変革期

不登校に関する考え方の転換
社会的な自立に向けた支援
休むことの意義

不登校児童生徒への支援
について初めて体系的に
定めた法律が成立

H28.7
不登校児童生徒への支援に関する最終報告
一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進

H28.9.14
不登校児童生徒への支援の在り方について

H28.12.7
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.2.13
通知「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」

H29.3.31
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

R1.10.25
通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

R4.6
不登校に関する調査研究協力者会議報告書
今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について

R5.3.31
通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」

不登校支援についての国の動向

不登校児童生徒への支援に関する最終報告

～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～

児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして全てを捉えるのではなく、取り巻く環境によっては、**どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える**必要がある

多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、**その行為を「問題行動」と判断してはいけない**

「病気」による長期欠席にも「不登校」が潜在化している可能性があることから、発熱や頭痛、腹痛といった**病気を理由とする欠席であっても、3日連続で休む場合などは不登校の可能性を学校内において検討すべきである**

不登校支援についての国の動向

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要である

不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在すること

主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要がある

不登校支援についての国の動向

義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する基本指針

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、**児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行う**ことが重要である

不登校児童生徒が行う**多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われること**が求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す**必要がある

義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する基本指針

1. 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

- ①魅力あるより良い学校づくり
- ②いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- ③児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

2. 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

- ①個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- ②不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
- ③不登校等に関する教育相談体制の充実

不登校支援についての国の動向

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

(COCOLOプラン)



不登校支援についての国の動向

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

(COCOLOプラン)

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

○ 不登校特例校の設置促進

- ・ 令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指す。

○ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進

- ・ 落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置。

○ 教育支援センターの機能強化

- ・ 不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、地域内の様々な学びの場や居場所につながることをするための支援等を行うこと。

○ 多様な学びの場、居場所の確保

- ・ 学校・教育員会等とNPO・フルースクールの連携強化。自宅等での学習を成績に反映。

不登校支援についての国の動向

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLOプラン)

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

- 1人1台端末を活用した、心や体調の変化の早期発見を推進
 - ・健康観察にICT活用。
- 「チーム学校」による早期支援を推進
 - ・教師やSC、SSW、養護教諭等が専門性を発揮して連携。福祉部局と教育委員会の連携強化。
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
 - ・相談窓口整備。SCやSSWが保護者を支援。

不登校支援についての国の動向

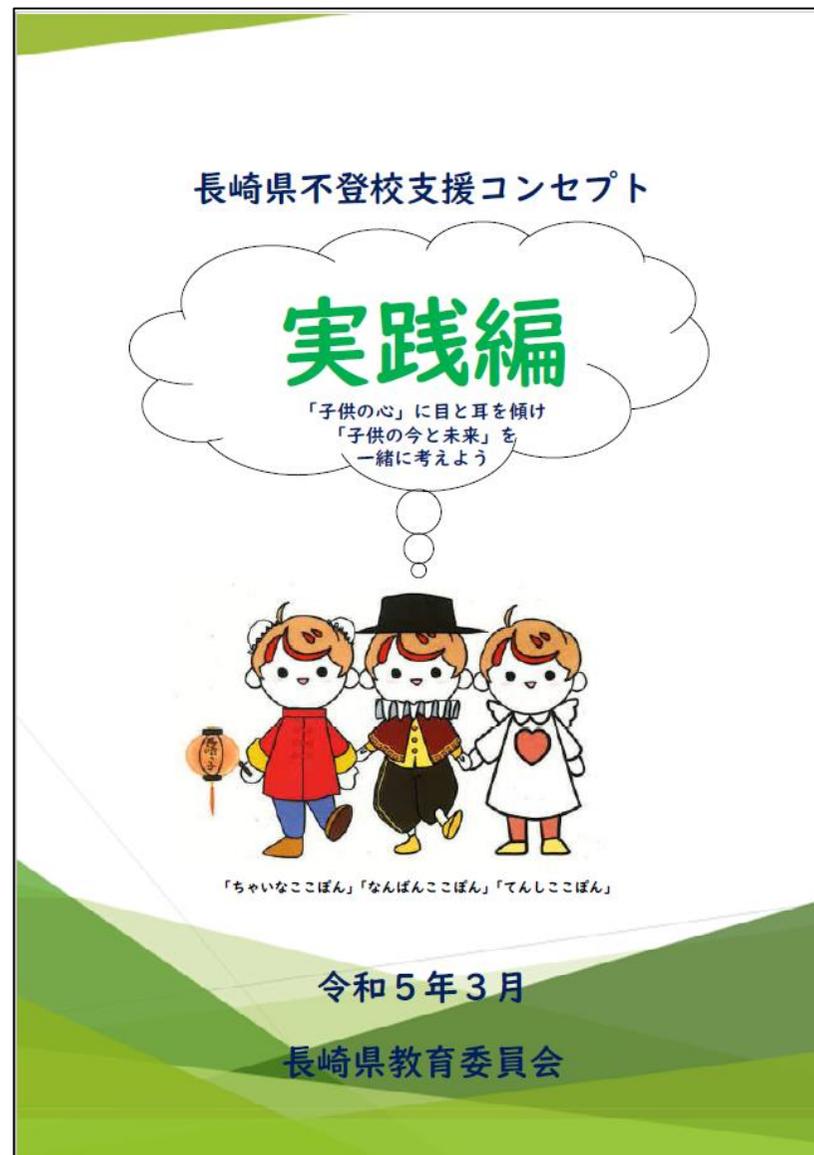
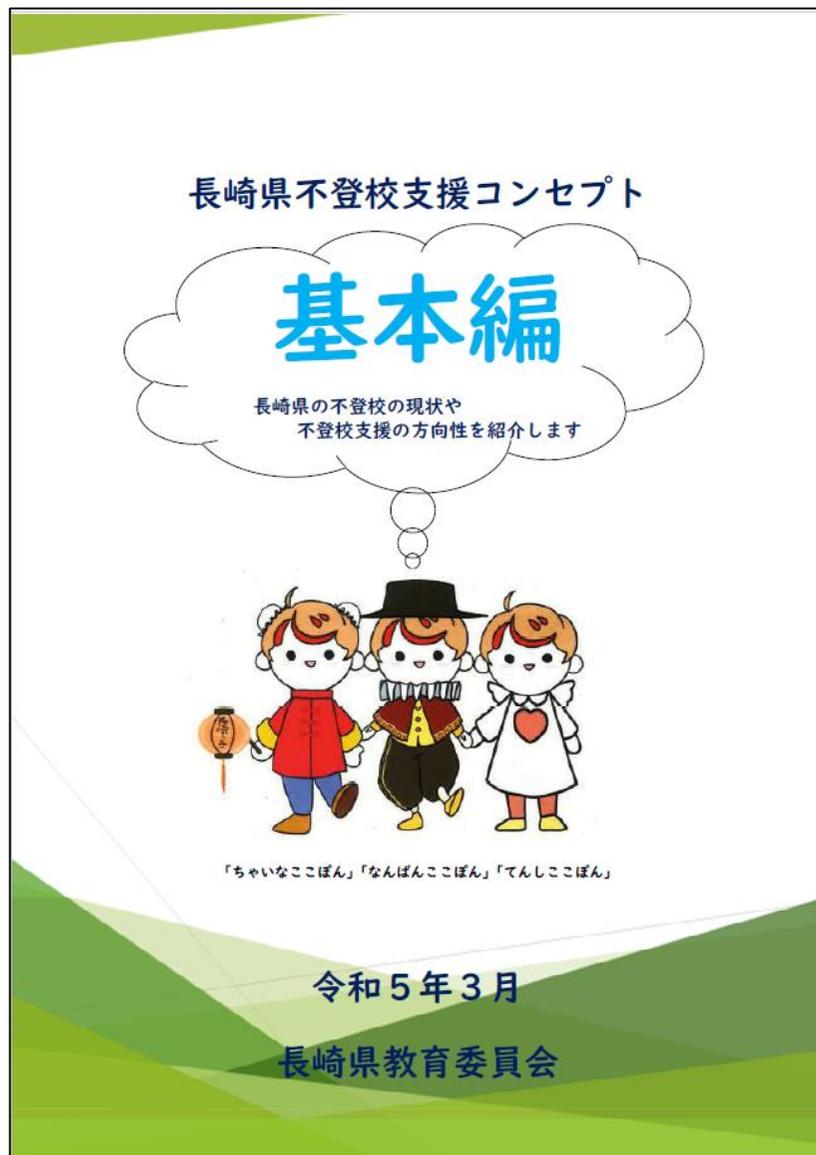
誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLOプラン)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

- 学校の風土を「見える化」
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」の改善
 - ・子どもたちの特性に合った柔軟な学びの実現。
- いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底
- 児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校としての環境整備
- 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場に

不登校支援についての県の動向

長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)



不登校支援についての県の動向

長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)

1 「学校」が大切にしたい視点

視点1：「不登校支援の理解」

→「管理職のリーダーシップによる組織的対応」及び「教職員一人一人の不登校支援における資質向上」が必要である。

視点2：「未然防止」（安全・安心で楽しい「魅力ある学校づくり」）

→教職員及び児童生徒が楽しい「学校」づくりが必要である。

視点3：「早期支援」（「児童生徒のサインを見逃さない」）

→担任による抱え込みを防ぎ、役割分担した組織的な対応が必要である。

視点4：「関係機関との連携」への認識

→「自立支援」に向けた積極的にかかわりが必要である。

視点5：教職員も「楽しい」学校づくり

→教師にとっても安全か、安心できる場であるかということが重要。

視点6：「個別最適な学び」づくり

→「集団生活を中心とした教室や授業の在り方の意識転換」が必要。

視点7：「支持的風土」づくり

→児童生徒にとって互いを認め合う仲間づくりの場や「自己肯定感や自己有用感」が高まる機会が必要。

不登校支援についての県の動向

長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)

2 「保護者」及び「家庭」が大切にしたい視点

視点8：「相談をする」

→「学校に行けない」ことについて身近な相談しやすい人、専門的な関係機関等に相談する。

視点9：「子供中心」の見方や考え方で接する

→子供が子供である時期に、「子供の話を聴き、意欲を大切にする話の聴き方」や「子供の意思決定を尊重する」などの「子供中心」の生活スタイルや言動（愛情が伝わるような伝え方）を大切にする。

視点10：「子供への関心、積極的なコミュニケーションと共感的理解」

→子供たちが「あるがままの自分」を受け入れてもらえるという安全・安心な環境づくり。

長崎市 の 取組



○学びの支援センター「ひかり」の運営

- ・ 不登校児童生徒に対して、集団と個別での相談・指導を行いながら、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向けた力を育むことを目的に運営
- ・ ICTを活用したオンラインによる支援
- ・ 家庭訪問等のアウトリーチ型の支援



○校内学びの支援センターの設置

- ・ 登校することはできるが教室に入ることができない児童生徒が、個人のペースで学習を進めたり、教職員や他の児童生徒と交流をしたりできるよう校内別室支援員を配置することで、必要とする全ての小・中学校に校内学びの支援センターを設置

長崎市の取組

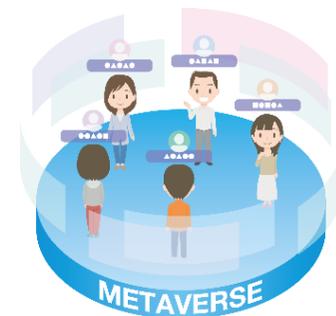


○スクールソーシャルワーカー（SSW）の増員

- ・不登校者数の増加、対応ケースの複雑化等に対応するため、令和5年度までの8名体制を12名に増員し、体制を強化

○メタバース登校システムの構築

- ・自宅から一歩踏み出すことができず、学校内外の支援機関等による支援を受けられない児童生徒を主な対象に、仮想空間での面談や学びの場を提供



長 崎 市 の 取 組

○学びの多様化学校の設置に向けた検討

- ・ 不登校児童生徒の学びの機会を保障し、社会性の育成を図るため、特別な教育課程を編成した「学びの多様化学校」を、長崎市立桜馬場中学校分教室として、令和8年4月に市民会館2Fに開設予定



○フリースクール等学校外施設との連携

- ・ 不登校児童生徒が利用しているフリースクール等の学校外施設と電話や訪問により積極的な連携を進めており、年2回、連携協議会を開催。

